

弁護士相談記録

平成27年8月20日

(宛先) 総務課担当課長

課長等職氏名 行革推進課長 [REDACTED]

| | | | |
|--------|---|---------------|------------|
| 件 名 | 職員組合への事務所の供与について | | |
| 課・担当名 | 管財課 管財担当 | 担当者氏名 ・連絡先 | [REDACTED] |
| 相談弁護士名 | [REDACTED]弁護士 | | |
| 相談方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 来庁相談 | | |
| 相談日時 | 平成27年7月15日 13時から14時15分まで | | |
| 相談概要 | <p>次のようなご意見をいただきました。</p> <p>1 労働組合法上、組合事務所の供与については不当労働行為に該当しないとのことであるが、組合事務所の供与義務はないと解釈してよいか。 新規(新しく組合を組織)であるならば、供与義務はない。 ただし、個々の状況にもよる。</p> <p>2 職員組合に事務所を供与するかどうかは市の裁量によるものと考えてよいか。 完全な自由裁量ではないものの、新規であれば市の裁量によるものといえる。</p> <p>3 これまで長年にわたり事務所を供与してきた経過がある中で、仮に今後供与しないという判断をする場合には、法令等に抵触するか。 抵触する。一旦供与したものを作成したものを今後供与しないという判断は支配介入にあたり、これは不当労働行為の可能性がある。</p> <p>4 その他 鎌倉市のやり方として良くないのは、目的外使用許可を出しているだけで、労働協約の中で組合事務所についての定めがないところにある。 組合事務所についての協定を結ぶことで、鎌倉市の都合により場所を移る手続きを定めておくことが可能となる。そうすることで、組合もこれに基づいて考える必要性が生じることとなる。 協定を締結し、場所については目的外使用許可による手法が望ましい。</p> | | |